

報告第22号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年12月5日

つくば市長 市原 健一

専決処分第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

平成24年9月24日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

公務中における公用車の事故に関し，次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成24年8月22日 午後1時5分頃

2 事故発生の場所

つくば市金田1653番地 桜保健センター駐車場

3 相手方

(1) つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

桜保健センター駐車場に駐車していた相手方車両がバックで出ようとした際，ハンドルを切りすぎ，右隣に駐車中の公用車に接触し，公用車の左側後部を損傷させた。

5 和解の概要

- (1) 相手方は、つくば市に対し、金87,005円を支払う。
- (2) つくば市は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。